

## 「九州市町村合同公売会 in 松浦」開催決定！

○問合せ先 滞納ゼロを目指して！松浦市税務課徴収係 ☎内線 115、137

県内外（長崎・佐賀・福岡）の市町で市税などの滞納処分により差押えた物件の公売会を松浦市で実施します。日用品から高額物品まで出品されますので購入を希望する人はお気軽にご来場ください。

【参加団体】松浦市、平戸市、佐世保市、西海市、大村市、佐々町、東彼杵町、波佐見町、佐賀県伊万里市、福岡県宗像市、古賀市、篠栗町 計12団体

【日時】9月21日（土）  
開場…午前9時（受付開始…午前8時30分～）

【会場】文化会館

### 【公売予定物品】

電化製品（テレビなど）、家具、ゲーム用品、陶磁器、雑貨、絵画、日用品など約350点。

### 【入札方法】

約350点を3回に分けて入札を行います。3回の入札で残った物品は、再入札を行います。

また、一部の物品はせり売りをを行います。物品は会場で見ることができ、各回の開札終了後に落札者はその場で代金を支払い品物を持ち帰ることができます。

### 【入札（せり売り）時間】※変更の場合あり

1回目	午前 9時30分～ 9時40分
2回目	午前 10時20分～ 10時30分
せり売り	午前 11時05分～ 11時35分
3回目	午前 11時45分～ 11時55分
4回目（再入札）	午後 0時30分～ 0時40分
代金納入期限	午後 1時30分まで



▲公売会の様子

【落札発表】各回の開札終了後

### 【当日必要なもの】

- ①購入（買受）代金
- ②本人を確認できるもの（免許証や健康保険証など）
- ③印鑑（認印可、法人の場合は代表者印）
- ④代理人が入札する場合は委任状が必要

### 【注意事項】

- ・入札（せり売り）に参加する人は、当日会場で受け付けが必要です。
- ・落札物品の引き渡しは、買受代金納付時の現状有姿で行います。
- ・公売前に滞納税が完納になった差押物品は公売中止となります。
- ・物品には未使用品も含まれていますが、多くは中古品です。キズまたは、汚れなどがあるものもありますので、ご理解の上、入札してください。

### ◆公売予定物品の紹介（一部抜粋）



## 税の公平性のため『納期内納付』にご協力ください！

税は、私たちの生活に欠かすことができないさまざまな公共サービスに役立っています。

納税は国民の義務です。その義務を怠ることは税負担の公平性を欠くことは言うまでもなく、市民サービスの低下にもつながります。

「市税などの納め忘れはありませんか？」「納税のことについて一人で悩んでいませんか？」特別な事情により、やむを得ず納付が困難な場合には税務課徴収係へご相談ください。

## 国税に係る租税特別措置の改正について

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 315、316

平成 25 年度税制改正により、半島地域における国税に係る租税特別措置（工業用機械等の特別償却）が見直されました。平成 25 年 4 月以降に行った設備投資については、下記の要件を満たす場合、割増償却を行うことができます。

【対象地域】 松浦市全域

### 【対象業種】

- ①製造業
- ②旅館業（旅館業法に規定するホテル、旅館営業および簡易宿所営業など）
- ③農林水産物等販売業（対象地域外への販売を目的とする事業）
- ④情報サービス業等（有線放送業、インターネット付随サービス業などを含む）



### 【対象事業】

事業者の業種・資本金規模に応じて、次の取得価額下限値以上の機械・装置・建物・附属設備、構築物の減価償却資産を取得した事業

#### ◆業種・資本金額別 取得価額の下限值

業種	資本金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	5,000 万円超
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上 (新增設による取得に限る)
旅館業			
農林水産物等販売業	500 万円以上		500 万円以上 (新增設による取得に限る)
情報サービス業等			

### 【割増償却の償却限度額】

取得した減価償却資産	償却限度額
機械・装置	普通償却限度額の 32%
建物・付属設備、構築物	普通償却限度額の 48%

【割増償却期間】 5 年間

### 【手続き方法】

租税特別措置（割増償却）を活用するためには、税務申告時に松浦市が定める「半島地域産業振興計画」に適合する設備投資であることの証明書を提出する必要があります。税務申告の 1 カ月前までに市に対して確認申請を行ってください。

### ※地方税の取扱い

松浦市は半島地域だけでなく過疎地域の指定も受けている地域です。地方税については業種・投資内容に応じて、半島地域として不均一課税措置を受けるか、過疎地域として不均一課税または課税免除措置を受けるか、どちらかを選ぶことができます。